

石綿による健康被害の救済に関する法律案に対する修正案

石綿による健康被害の救済に関する法律案の一部を次のように修正する。

目次中「第三十四条」を「第三十三条」に、「（第三十五条 第四十六条）」を「（第三十四条 第四十五条）」に、「（第四十七条 第五十一条）」を「（第四十六条 第五十条）」に、「（第五十二条 第五十八条）」を「（第五十一条 第五十七条）」に、「（第五十九条 第六十八条）」を「（第五十八条 第六十七条）」に、「（第六十九条）」を「（第六十八条）」に、「（第七十条 第七十四条）」を「（第六十九 第七十三）」に、「（第七十五条 第七十九条）」を「（第七十四 第七十八）」に、「（第八十条 第八十六条）」を「（第七十九条 第八十五条）」に、「（第八十七条 第九十一条）」を「（第八十六条 第九十条）」に改める。

第二条第一項中「悪性新生物」の下に「、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水」を加える。

第二十条第一項中「第五十九条第一項」を「第五十八条第一項」に改める。

第三十一条第二項中「次条第一項」を「次条」に改め、「同条第二項の規定により地方公共団体から拠出された資金、第三十五条第二項」を「第三十四条第二項」に、「第三十六条」を「第三十五条」に、「第四

十七条第一項」を「第四十六条第一項」に改める。

第三十二条の見出しを「（交付金）」に改め、同条第一項中「次項を除き、」を削り、同条第二項を削る。

第三十三条を削り、第三十四条を第三十三条とする。

第二章第二節第二款中第三十五条を第三十四条とし、第三十六条を第三十五条とする。

第二十七条第一項中「第三十五条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第二項中「第三十五条第二項」を「第三十四条第二項」に改め、同条第三項中「第三十二条第一項」を「第三十二条」に改め、「及び同条第二項の規定による拠出金」を削り、「それらの額並びに」を「その額及び」に改め、「協議して定める」の下に「率（政令で定める中小企業者に係る一般拠出金率にあつては、この率から環境大臣が厚生労働大臣及び事業所管大臣と協議して定める率を減じた率）」を加え、同条を第三十六条とする。

第三十八条第一項の表第十九条第一項の項中「第三十七条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同表第四十五条の二の項中「第三十八条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条第三項中「第三十八条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条を第三十七条とする。

第二十九条を第三十八条とし、第四十条から第四十六条までを一条ずつ繰り上げる。

第二章第二節第三款中第四十七条を第四十六条とする。

第四十八条第一項中「状況」の下に「、事業の規模」を加え、同条を第四十七条とし、第四十九条を第四十八条とする。

第五十条中「第四十条」を「第三十九条」に、「第四十五条」を「第四十四条」に改め、同条を第四十九条とし、第五十一条を第五十条とする。

第二章第二節中第五十二条を第五十一条とし、第五十三条を第五十二条とする。

第五十四条中「第五十二条」を「第五十一条」に改め、同条を第五十三条とする。

第五十五条第二項中「第四十五条第二項」を「第四十四条第二項」に改め、同条を第五十四条とする。

第五十六条第二項中「第四十五条第二項」を「第四十四条第二項」に改め、同条を第五十五条とする。

第五十七条を第五十六条とし、第五十八条を第五十七条とする。

第五十九条第四項中「第六十二条各号」を「第六十一条各号」に改め、同条第五項中「第六十一条第一項後段」を「第六十条第一項後段」に、「第六十二条第二号」を「第六十一条第二号」に改め、第三章第一節中同条を第五十八条とする。

第六十条を第五十九条とし、第六十一条を第六十条とし、第六十二条を第六十一条とする。

第六十三条第三項中「第六十条第三項」を「第五十九条第三項」に改め、同条を第六十二条とする。

第六十四条第二項中「第六十条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条を第六十三条とする。

第六十五条を第六十四条とし、第六十六条から第六十八条までを一条ずつ繰り上げる。

第六十九条第二項中「第五十九条第一項」を「第五十八条第一項」に、「第六十二条第二号」を「第六十

一条第二号」に、「第五十九条第二項」を「第五十八条第二項」に改め、同条第三項中「第六十九条第三

項」を「第六十八条第三項」に、「第五十九条第一項」を「第五十八条第一項」に改め、第三章第二節中同

条を第六十八条とする。

第三章第二節中第七十条を第六十九条とし、第七十一条を第七十条とする。

第七十二条中「第七十条」を「第六十九条」に、「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、

同条を第七十一条とする。

第七十三条第四項中「第四十五条第二項」を「第四十四条第二項」に改め、同条を第七十二条とする。

第七十四条第二項中「第四十五条第二項」を「第四十四条第二項」に改め、同条を第七十三条とする。

第七十五条第三項中「第七十五条第三項」を「第七十四条第三項」に改め、第四章中同条を第七十四条とする。

第七十六条中「第三十八条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条を第七十五条とする。

第七十七条を第七十六条とし、第七十八条を第七十七条とする。

第七十九条中「第六十六条第一項」を「第六十五条第一項」に改め、同条を第七十八条とする。

第五章中第八十条を第七十九条とし、第八十一条から第八十六条までを一条ずつ繰り上げる。

第八十七条中「第五十八条」を「第五十七条」に改め、第六章中同条を第八十六条とする。

第八十八条第一項第一号及び第二号中「第三十八条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同項第三号中「第七十二条第一項」を「第七十二条第一項」に改め、同項第四号中「第七十二条第二項」を「第七十二条第二項」に改め、同条第二項中「第三十八条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、同条第三項中「第四十五条第一項（第五十条）」を「第四十四条第一項（第四十九条）」に改め、同条を第八十七条とする。

第八十九条第一項第一号中「第五十二条」を「第五十一条」に改め、同項第二号中「第五十六条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同条第二項第一号中「第七十条」を「第六十九条」に、「第七十三条第三

項」を「第七十二条第三項」に改め、同項第二号中「第七十二条第二項」を「第七十二条第二項」に改め、同項第三号中「第七十四条第一項」を「第七十三条第一項」に改め、同条を第八十八条とする。

第九十条第一項中「第八十八条」を「第八十七条」に改め、同条を第八十九条とする。

第九十一条中「第四十一条第四項（第五十条）」を「第四十条第四項（第四十九条）」に改め、同条を第九十条とする。

附則第一条第一号中「第八十四条」を「第八十三条」に、「第八十六条」を「第八十五条」に改め、同条第二号中「第五十七条、第七十五条」を「第五十六条、第七十四条」に、「第七十六条、第八十八条」を「第七十五条、第八十七条」に、「第九十条（第八十八条）」を「第八十九条（第八十七条）」に、「第九十一条」を「第九十条」に改める。

附則第三条中「第三十四条」を「第三十三条」に改める。

附則第四条中「第三十五条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

附則第五条中「第三十七条第三項」を「第三十六条第三項」に、「第四十八条第一項」を「第四十七条第一項」に改める。

附則第八条のうち別表第一の六十四の項の次に一項を加える改正規定中「第五十九条第一項」を「第五十八条第一項」に改める。

附則第九条のうち別表第一の改正規定中「第三十八条」を「第三十七条」に、「第五十九条」を「第五十八条」に改める。

附則第十条のうち附則に一項を加える改正規定中「第三十四条」を「第三十三条」に、「第三十五条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十六条」を「第三十五条」に改める。

附則第十一条のうち第百十一条の改正規定中「第七十五条第一項第一号」を「第七十四条第一項第一号」に改める。

附則第十四条のうち第十条第一項の改正規定のうち第七号八中「第三十五条第二項」を「第三十四条第二項」に、「第四十七条第一項」を「第四十六条第一項」に改める。

附則第十四条のうち附則第二十九条の改正規定のうち第一項中「第三十二条第一項」を「第三十二条」に改める。

この修正の結果必要となる経費

この修正の結果必要となる経費は、平年度において約十八億五千万円の見込みである。